

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

利 用 約 款
重要事項説明書

医療法人社団 誠恵会
介護老人保健施設 みやびの里

介護老人保健施設 みやびの里
通所リハビリテーション利用約款
介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 みやびの里（介護予防）通所リハビリテーション（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用約款及び重要事項説明書の同意を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有する事。
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額35万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員、他の利用者に対して、窃盗・暴行・暴言・誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てる事を求める事ができます。但し、第1項但書の場合はその限りではありません。
 - 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除することができます。尚、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者、利用者の家族又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。
- 3 利用者及び身元引受人は連帯して、前月の料金の合計額を毎月28日の利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者の預貯金口座より引き落としすることにより支払をいたします。この場合の「口座引き落とし事務手数料」は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者の負担といたします。
- 4 やむを得ない事由により、現金又は口座振込みにて支払を行う場合、利用者は前月の料金の合計額を毎月20日までに支払います。
- 5 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。又、「口座引き落とし」された場合の領収証は、ご利用月の翌々の利用料請求書に同封して送付することといたします。
なお、領収証の再発行はいたしませんので大切に保管してください。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備。
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(秘密の保持)

第10条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、利用者及び身元引受人から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供などにより事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出及び個人情報の相談)

第13条 利用者又は身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、職員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 個人情報に関する相談は、通所リハビリテーション職員又はケアマネジャー、又は事務室までお問い合わせ下さい。

(賠償責任)

第14条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて利用約款の内容を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者名> 所在地 埼玉県さいたま市北区别所町920番地

名称 医療法人社団 誠恵会

介護老人保健施設 みやびの里

通所リハビリテーション事業所

介護予防通所リハビリテーション事業所

管理者 施設長 安山雅子 ㊞

説明者 通所リハビリテーション

氏名 ㊞

通所リハビリテーション みやびの里を利用するにあたり、通所リハビリテーション利用約款の説明を担当者から受け、十分に理解し同意いたしました。

令和 年 月 日

<利用者> 住所

氏名 ㊞

<身元引受人> 住所

氏名 ㊞ 続柄 ()

TEL

通所リハビリテーション重要事項説明書

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

介護老人保健施設 みやびの里
＜令和7年 2月 1日現在＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-668-1020 048-661-2200（直通） 8:30～17:30

2 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供します。

介護予防通所リハビリテーションについては、要介護状態の軽減や悪化の防止に特に資する支援が必要と見込まれる状態、又は継続して日常生活を営むのに支障がある状態の方に、新たな予防給付として在宅での介護予防サービスの一つとして、生活機能の維持・向上を積極的に目指す観点から提供されます。

これらのサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）が作成されますが、その際、利用者様・扶養者様（ご家族様）の希望を充分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- (1) 提供できるサービスの種類 ①通所リハビリテーションサービス及び付随サービス
②介護予防通所リハビリテーションサービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	介護老人保健施設みやびの里 通所リハビリテーション事業所
所在地	埼玉県さいたま市北区别所町920番地
介護保険指定番号	通所リハビリテーション 埼玉県第1156580047号
サービス提供対象地域	埼玉県さいたま市（北区、西区、見沼区、大宮区）上尾市

*上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3 サービスの内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）昼食12時00分～13時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ その他

* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に特別料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4 当事業所の職員体制（令和 7年 2月 1日 現在）

通所リハビリテーション	
・管理者(9:00-16:30)	1名（従業員の総括管理・指導）
・医師(9:00-16:30)	1名（利用者等の病状に応じた日常的な医学的対応）
・介護職(早番8:00-17:00/日勤8:30-17:30)	24名（サービス計画に基づく介護）
・看護(8:30-17:30)	3名（サービス計画に基づく看護）
・理学・作業・言語療法士(9:00-18:00)	21名（サービス計画に基づくりハビリテーション業務全般）

5 設備の概要

定員	80名	洗濯室	1室
食堂（談話室と共用）	1室	汚物処理室	1室
機能訓練室	1室	トイレ（男・女）	各3室
浴室	一般浴槽/特殊浴槽	送迎車輛	12台

6 営業時間

月曜日～土曜日（祝祭日も営業）	8:30～17:30
休業日	1月1. 2. 3日 12月31日

* 緊急連絡先 電話 048-668-1020 048-661-2200（直通）

サービス提供時間 午前8時40分～午後5時00分

7 料金

通所リハビリテーション

(1) 1日あたりの施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、自己負担割合及び利用時間算定加算によって利用料が異なります。以下は1日あたりの6時間以上7時間未満及び7時間以上8時間未満の自己負担分です。

1日6時間以上7時間未満のご利用の場合			
区分	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要介護 1	731円	1,426円	2,193円
要介護 2	869円	1,737円	2,606円
要介護 3	1,003円	2,006円	3,009円
要介護 4	1,167円	2,333円	3,499円
要介護 5	1,326円	2,651円	3,977円

1日7時間以上8時間未満のご利用の場合			
区分	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要介護 1	774円	1,547円	2,320円
要介護 2	918円	1,835円	2,752円
要介護 3	1,065円	2,129円	3,194円
要介護 4	1,235円	2,470円	3,704円
要介護 5	1,408円	2,816円	4,224円

各種加算料金

加算名称	1割負担者	2割負担者	3割負担者	備考	
通所リハビリ入浴介助加算Ⅰ	44円	87円	130円	1日あたり	
通所リハビリ入浴介助加算Ⅱ	65円	130円	195円	1日あたり	
リハビリテーション マネジメント加算口	・当加算開始後 6ヶ月以内	935円	1,870円	2,804円	1月あたり
	・当加算開始後 6ヶ月以降	588円	1,176円	1,764円	1月あたり
リハビリマネジメント加算4	293円	585円	878円	1月あたり	
短期集中個別リハビリテーション加算 (退院・退所・認定日から3月以内のみ)	120円	239円	358円	1日あたり	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅰ	260円	520円	780円	1日あたり	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅱ	2,080円	4,159円	6,238円	1月あたり	
若年性認知症受入加算	65円	130円	195円	1日あたり	
栄養アセスメント加算	55円	109円	163円	1月あたり	
栄養改善加算	217円	434円	650円	月2回まで	
口腔・栄養スクリーニング(Ⅰ)加算	22円	44円	65円	6月に1回の 算定	
口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)加算	6円	11円	17円	6月に1回の 算定	
口腔機能向上加算Ⅰ	163円	325円	488円	月2回まで	
重度療養管理加算	109円	217円	325円	1日あたり	
中重度者ケア体制加算	22円	44円	65円	1日あたり	
科学的介護推進体制加算	44円	87円	130円	1月あたり	
移行支援加算	13円	26円	39円	1日あたり	
退院時共同指導加算	650円	1,300円	1,950円	1回あたり	
延長加算(6時間まで)	約55円	約109円	約163円	6時間まで	
リハビリ体制強化加算(利用時間6-7)	26円	52円	78円	1日あたり	
リハビリ体制強化加算(利用時間7-8)	31円	61円	91円	1日あたり	
サービス体制強化加算Ⅰ	24円	48円	72円	1日あたり	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.6%を加算				
送迎をご家族様等が行う場合は右記金額が減算となります。	51円	102円	153円		
感染症等対応加算	所定単位数の3%を加算(対象となった月)				

介護予防通所リハビリテーション

(2) 一月あたりの施設使用料

区分	1割負担者	2割負担者	3割負担者	
要支援1	2,457円	4,913円	7,369円	
要支援2	4,579円	9,158円	13,737円	

各種加算料金

加算名称	1割負担者	2割負担者	3割負担者	備考
栄養改善加算	217円	434円	650円	1月あたり
栄養アセスメント加算	55円	109円	163円	1月あたり
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	22円	44円	65円	6月に1回の算定
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	11円	17円	6月に1回の算定
口腔機能向上加算Ⅰ	163円	325円	488円	1月あたり
科学的介護推進体制加算	44円	87円	130円	1月あたり
若年性認知症受入加算	260円	520円	780円	1月あたり
一体的サービス提供加算	520円	1,040円	1,560円	1月あたり
退院時共同指導加算	650円	1,300円	1,950円	1回あたり
サービス体制強化加算【Ⅰ】	96円	191円	286円	要支援1の方 1月あたり
	191円	382円	572円	要支援2の方 1月あたり
介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	所定単位数の8.6%を加算			
利用開始の属する月から12月を越えた場合は右記金額が減算となります。	130円	260円	390円	要支援1の方
	260円	520円	780円	要支援2の方

(3) 介護保険外負担額（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ共通）

食費	1日	730円
教養娯楽費・レクリエーション代 (レクリエーションで使用する材料費など)	1日	210円
日常生活用品費 (おしぼり、タオル等の日用消耗品など)	1日	110円
リハビリパンツ	1品	100円
尿とりパット	1品	50円
その他(利用者様の選択する特別な食事の提供等)はご相談ください。		

(4) サービス対象区域外の送迎

片道 2,000円

8 キャンセル料	前日まで	無料
	当日	無料

9 お支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、口座引き落としまたは現金にてお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

なお、領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管して下さい。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

10 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所リハビリ計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

その際には、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。又、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合には、サービスの終了希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当施設の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……………入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……………非該当となった日
- ・利用者様がお亡くなりになった場合……………死亡日の翌日

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

12 事故発生時の対応方法

(1) サービス提供などにより事故が発生した場合、当施設は利用者様に対し必要な措置を講じます。

(2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。

13 協力医療機関等

当施設では、次の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

- ・ 名 称 医療法人誠恵会 のなか内科
住 所 さいたま市大宮区下町3丁目7-1 グランドミッドタワーズ大宮スカイタワー1階
- ・ 名 称 さいたま市民医療センター
住 所 さいたま市西区島根299-1

【協力歯科医療機関】

- ・ 名 称 大成ファミリー歯科
住 所 さいたま市北区大成町4-389-2

14 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮願います。
- ・ 飲酒・喫煙 飲酒及びアルコール類の持ち込みはご遠慮願います。又、施設内での喫煙は出来ませんので、ご協力をお願い致します。
- ・ 火気の取り扱い 火の取り扱いは、一切禁止させていただきます。
- ・ 設備・備品 設備・備品の利用は、ご利用中に必要となる介護用品（車いす、歩行器、歩行杖など）は施設でお貸しできる物もありますので、ご相談下さい。
- ・ 所持品 各介護用品等（車いす、シルバーカーなど）をお持ちになる場合は、お名前の記入をお願いいたします。
- ・ 金銭・貴重品 金銭の持ち込みは小額（1,000円程度）をお願いいたします。
- ・ ペット ペットなどの施設への持ち込みはご遠慮下さい。

15 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

16 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

17 研修

当施設職員の質の確保の為、当施設は定期的な研修機会を設けております。

- (1) すべての職員（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じています。
- (2) 研修委員会を設け、年3回以上の研修を実施しています。

18 サービス内容に関する苦情

当施設の通所リハビリテーションに関する要望や苦情は、通所リハビリテーション職員にお気軽にご相談下さい。又、個人情報保護に関するご相談も承ります。

電話番号 048(661)2200

受付時間 8:30~17:30

要望や苦情、又、個人情報の取り扱いに関する苦情についても、通所リハビリテーション職員又は介護支援専門員（ケアマネジャー）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

受付に備えた、「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

又、苦情については各市町村の介護保険担当窓口又は埼玉県国民健康保険団体連合会に申し出ることもできます。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・さいたま市役所長寿応援部介護保険課 | 048-829-1265 |
| ・さいたま市北区健康福祉部高齢介護課 | 048-669-6068 |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会 | 048-824-2568 |

19 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求下さい。

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者名> 所在地 埼玉県さいたま市北区別所町920番地

名称 医療法人社団 誠恵会

介護老人保健施設 みやびの里

通所リハビリテーション事業所

介護予防通所リハビリテーション事業所

管理者 施設長 安山雅子 ㊞

説明者 通所リハビリテーション

氏名 ㊞

通所リハビリテーション みやびの里を利用するにあたり、重要事項説明書の内容の説明を担当者から受け、十分に理解し同意いたしました。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<身元引受人> 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ 続柄 () _____

TEL _____